

## 告 示

### 埼玉県告示第四百六十一号

平成三十一年四月五日付け埼玉県告示第三百五十三号で告示した行田都市計画区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司